

青森県知事

殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

控除対象寄附金の条例の定めに係る申出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 3 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 4の事業を行っている地域

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2及び3には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 実績判定期間（条例第3条第1項の申出をしようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（控除対象特定非営利活動法人であった期間がない特定非営利活動法人が同項の申出をしようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（条例第3条第2項第1号）
 - ② 条例第4条各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（①の書類を除く。）（条例第3条第2項第2号）〔2部〕
 - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第3条第2項第3号）〔2部〕

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

控除対象寄附金の条例の定めに係る継続の申出書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 3 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 4の事業を行っている地域

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2及び3には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 条例第4条各号（第6号ロ、第10号、第12号及び第13号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第7条第3項で準用する条例第3条第2項第2号）〔2部〕
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（条例第7条第3項で準用する条例第3条第2項第3号）〔2部〕

年 月 日

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

代表者氏名等変更届出書

下記のとおり変更があったので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更する事項

2 変更の内容

変更年月日	変 更 後	変 更 前

3 変更の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 現に行っている事業の概要又は当該事業を行っている地域の変更の場合、届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 条例第3条第2項第2号に掲げる書類（条例第4条第2号に係るものに限る。）〔2部〕
 - ② 当該事項の変更を議決した会議の議事録の謄本（定款の変更を伴わない場合に限る。）

年 月 日

青森県知事

殿

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

㊟

役員報酬規程等の写し交付請求書

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第12条第2項の規定により、下記のとおり役員報酬規程等の写しの交付を受けた
いので、請求します。

記

- 1 写しの交付を請求する書類の名称
- 2 写しの交付の方法
 - ① 閲覧所において写しを交付
 - ② 写しを送付

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 2は、希望する写しの交付の方法の番号を○で囲むこと。

年 月 日

青森県知事

殿

（控除対象特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

合併届出書

下記のとおり、年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしたので、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第13条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 4 県内のその他の事務所の所在地及び電話番号
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 5に記載した事業を行っている地域
- 7 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 実績判定期間（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下同じ。）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該届出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の

額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。) (条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第1号)

② 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (①の書類を除く。) (条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第2号)

[2部]

③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (条例第13条第4項で準用する条例第3条第2項第3号) [2部]

表

第	号
身分証明書	
所属 職氏名	
年 月 日生	
<p>上記の者は、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例第14条第1項の規定により控除対象特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
青森県知事	印

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例 (抜粋)	
(報告及び検査)	
<p>第14条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。</p>	

裏

- 4 前項の場合において、知事は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。